

一般廃棄物処理業許可証

住 所 埼玉県草加市小山一丁目20番41号

氏 名 環境衛生株式会社

代表取締役 加藤 良 恵

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和4年3月30日

越谷市長 福 田



営業所の所在地及び名称	越谷市花田三丁目9番地12フレンドリーフラッツ102 環境衛生株式会社
取扱廃棄物の種類	ごみ・その他（特定家庭用機器再商品化法に定める対象機器）
収集運搬及び処分の別	収集・運搬（保管・積み替えを除く）
営業区域	越谷市内全域
営業許可期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

許可の条件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則、東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例及び規則、その他関係法令を遵守すること。
 - 2 許可車両の保管場所は、草加市小山1-188-1とする。
 - 3 許可車両には、産業廃棄物は一切積載しないこと。
 - 4 処分先について
可燃物は、東埼玉資源環境組合とする。
不燃物は、越谷市リサイクルプラザとする。
特定家庭用機器再商品化法に定める対象機器は、次の指定引取場所とする。
 - ・日通埼玉運輸株式会社 岩槻取扱所
さいたま市岩槻区上野5丁目2番19号
 - ・SBS即配サポート株式会社 岩槻デポ
さいたま市岩槻区馬込1529番地1
 - ・サンワトランスネット株式会社 草加営業所
草加市柿木町216番2
- 許可の条件に違反が認められた場合、許可の取消しを行う。

遵守事項

- 1 業務実績報告書は、毎月10日までに前月分を市長に報告すること。
- 2 許可申請事項に変更が生じた場合は、その事実の生じた日から10日以内に許可申請事項変更届を提出すること。
- 3 収集、運搬業務は、2人以上の乗車とすること。

許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	内容
令和4年3月30日	指令廃第661-26号	更新許可
	以下余白	